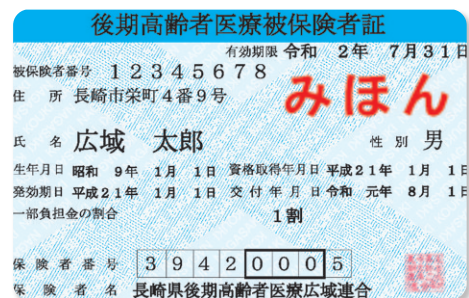


後期高齢者医療制度のお知らせ

📍 保険年金課 ☎73-6641 または 長崎県後期高齢者医療広域連合 ☎095-816-3930

●被保険者証(保険証)の更新

8月から被保険者証(保険証)が
新しくなります



現在使用している保険証の有効期限は、今年の7月31日までです。

新しい保険証を7月中に郵送などにより交付しますので、記載内容を確認し、大切にお使いください。

なお、更新の際の手続きは必要ありません。

※有効期限が過ぎた保険証は、細かく裁断し破棄するか、保険年金課(または各支所)まで返却してください。

※保険料を滞納していると、通常の保険証よりも有効期限の短い保険証が交付される場合があります。

また、特別な事情もなく滞納すると、差押などの滞納処分を受ける場合があります。

保険料の納付が困難なときは、早めに、保険年金課にご相談ください。

●負担割合と所得区分

負担割合	所得区分	要件
3割	現役並みⅡ	住民税課税所得690万円以上
	現役並みⅡ(現役Ⅱ)※1	住民税課税所得380万円以上
	現役並みⅠ(現役Ⅰ)※1	住民税課税所得145万円以上
1割	一般	下記以外の人
	低所得Ⅱ(区分Ⅱ)※1	世帯全員が住民税非課税
	低所得Ⅰ(区分Ⅰ)※1	世帯全員が住民税非課税でかつ、世帯全員の所得が0円

※1 該当する人は、保険年金課(または各支所)で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請手続きを行ってください。

申請に必要なもの 保険証・印かん

●限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証について



後期高齢者医療限度額
適用認定証

後期高齢者医療限度額適用・
標準負担額減額認定証

限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関などの窓口に表示することで、受診時の窓口支払い(保険適用)分が自己負担限度額までとなります。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院時の食事代が減額されます。

■既に交付を受けている人

現在使用している認定証の有効期限は、今年の7月31日までです。引き続き対象となる人には、新しい認定証を保険証と同封して7月中に郵送などにより交付します(申請不要)。

※「区分Ⅱ」の認定証を持っている人で、その交付を受けている期間に90日を超える入院(申請日から過去1年)がある場合は、別途申請をすることで、申請した日からさらに食事代が減額されます。



令和元年度 南島原市職員採用試験

📍 人事課 ☎73-6623 〒859-2211 西有家町里坊96番地2

【募集要項】

- 受付期間…7月5日(金)～8月23日(金)
- 試験日…9月22日(日)

📄試験案内・申込書は、人事課および各支所、市民サービス課で交付します。

申込書を郵便請求する場合は、「職員採用試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を必ず同封して人事課へ請求してください。



創り出す!南島原の未来!
あなたにしか
できないコトがある。

【試験職種・採用予定数および受験資格】

- 行政(大卒程度)…数名
平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
- 一般事務(高卒程度)…若干名
平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
※学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と認める大学校等を卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人を除く。
- 保健師(大卒程度)…若干名
平成元年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を有する人または令和2年3月31日までに保健師の資格を取得する見込みの人
- 社会福祉士(大卒程度)…若干名
平成元年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人または令和2年3月31日までに社会福祉士の資格を取得する見込みの人
- 建築士(大卒程度)…若干名
昭和59年4月2日以降に生まれた人で、1級建築士免許を有する人
- 土木(大卒程度)…若干名
平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人
- 土木(高卒程度)…若干名
平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
※学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)もしくはこれと同等と認める大学校などを卒業した人または令和2年3月までに卒業見込みの人を除く。
- 土木(社会人経験者)…若干名
昭和59年4月2日以降に生まれた人で、民間企業などにおいて建設コンサルタント業務などの職務経験を3年以上有する人

昭和44年に結婚のご夫婦は申し込みを

📍 福祉課 ☎73-6651



金婚式。それは、2人が共に健やかに、仲むつまじく過ごしてきた証。それだけに、本人や家族だけでなく地域社会にとってもうれしい出来事です。

市では、結婚50年(昭和44年に結婚)の記念の年を迎えるご夫婦をお祝いするため金婚式を開催します。

該当するご夫婦はお申し込みください。

※市から通知はしておりません。

📅9月27日(金)

※金婚式は11月22日(金)に開催予定。申し込み内容を確認後、ご案内します。

📄①平成31年1月1日現在、本市の住民であること

②平成31年1月1日から令和元年12月31日までに、婚姻期間が50年となる夫婦 ※詳細はお問い合わせください。

📄印かんを持参のうえ、福祉課、各支所または市民サービス課で申し込んでください。その際、戸籍簿により婚姻期間を確認しますので、あらかじめご了承ください。